

伊丹市スポーツ国際大会出場助成要綱

(制定 平成5年4月)

(改正 平成9年7月)

(改正 平成25年7月)

(改正 平成26年4月)

(改正 平成31年3月)

(目的)

第1条 この要綱は、スポーツの国際大会に出場する者の榮譽を称え、大会の出場を奨励するため、スポーツの国際大会に出場する者に対し、予算の範囲内において助成金を交付することにより、スポーツの振興に寄与することを目的とする。

(資格)

第2条 助成金の交付を受けることができる者は、本市に住所を有する者で、次の各号に掲げる国際大会（以下「大会」という。）の選考会（公益財団法人日本スポーツ協会の加盟競技団体またはこれに準ずる団体が主催するものに限る。）により選出され、出場する者および指導者とする。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校に就学している者、及び身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する身体障害者を除き、当該年度1回を上限とする。

- (1) オリンピック大会、ユニバーシアード大会またはパラリンピック大会
- (2) 世界選手権大会、ワールドゲームズ大会、デフリンピック大会またはアジア大会

(助成金)

第3条 助成金の額は、大会出場者1人につき、次の各号に掲げる大会区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前条第1号に規定する大会
 - ア 当該大会が日本国以外の国または地域で開催される場合 100,000円
 - イ 当該大会が日本国で開催される場合 50,000円
- (2) 前条第2号に規定する大会
 - ア 当該大会が日本国以外の国または地域で開催される場合 50,000円
 - イ 当該大会が日本国で開催される場合 25,000円

(交付申請)

第4条 助成金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、大会出場助成金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を大会出場日の前日までに教育委員会に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 教育委員会は、前条の申請を受理したときは、速やかにその内容を審査し、助成金交付の可否および助成金の額を決定し、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

(請求)

第6条 助成金の交付決定の通知を受けた者は、大会出場助成金請求書（様式第2号（その1）もしくは様式第2号（その2）。以下「請求書」という。）により教育委員会に請求しなければならない。

(交付)

第7条 教育委員会は、前条の請求書を受理したときは、助成金を交付するものとする。

(実績報告)

第8条 助成金の交付を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、大会終了後速やかに大会出場実績報告書（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。

(返還)

第9条 教育委員会は、次の各号の一に該当するときは、その助成金の交付決定を取り消し、既に交付した助成金の全部または一部を返還させることができる。

- (1) 交付対象者が偽りその他不正な行為により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 教育委員会が不相当と認めたとき。

(細則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に、改正前の伊丹市スポーツ国際大会出場助成要綱の規定に基づき助成金の交付申請をした者の助成金については、なお従前の例による。
- 3 この要綱は、平成26年4月1日以降に開催される大会の出場者について

適用する。

付 則

この要綱は、平成31年3月18日から施行する。